

第1章 公有財産白書について

(1) 公有財産白書策定の目的	2
(2) 白書の対象となる公有財産	3
(3) 白書の内容・構成等	4
① 白書の内容・構成	4
② 白書作成における前提	4

第1章 公有財産白書について

(1) 公有財産白書策定の目的

急激に進行する少子高齢社会に伴う社会状況の変化や区民ニーズの多様化等に伴い、区政の課題も多様化しています。その一方で、税財政制度の改革の影響など将来の財政状況が厳しくなることが予想され、これまで以上に計画的な行財政運営が求められています。

これまで区は、社会環境の変化や区民ニーズの多様化に応じて、教育施設、福祉施設、コミュニティ施設をはじめ、多くの公共施設を整備してきました。

今後、新規の建設から、老朽化等により更新時期を迎える施設の大規模改修や改築に伴う財政需要の増大が想定されます。そのため、効率的な行財政運営を進める観点から、経営的視点で施設を総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントの考え方を整理し、取り入れる必要があります。

また、大規模改修や改築を行う際には、その間の機能を代替する施設が必要になることから、整備の計画にあたっては、区が所有する低未利用地の状況を整理し、活用について検討しておく必要があります。

さらに、区が管理する都市基盤である道路、橋梁、公園についても、安全性だけでなく、快適性の観点も含めて、現状を確認したうえで、的確な維持管理等を計画的に進める必要があります。

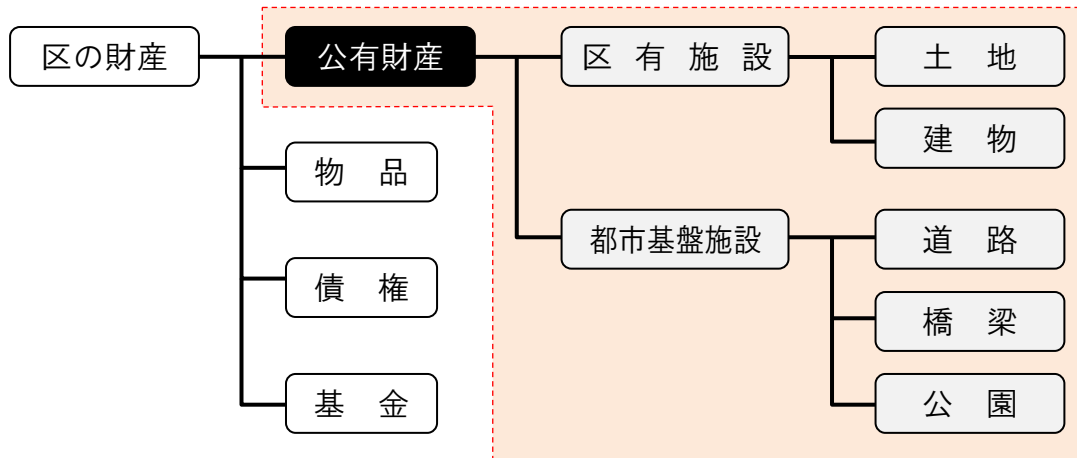
このため、公共施設と都市基盤について、その整備状況、運営状況、維持コスト等を整理するとともに、将来の更新等にかかる経費を試算した公有財産白書を作成することとしました。

区民にとって真に必要とされる公共施設や都市基盤を将来にわたって維持し、効率的に活用していくために、公共施設のあるべき姿を議論する基礎資料になるものと考えています。

(2) 白書の対象となる公有財産

区が所有する財産には、公有財産、物品、債権及び基金があります。白書の対象となる公有財産は以下に示す、土地・建物等の「区有施設」と道路・橋梁・公園等の「都市基盤施設」になります。

■白書の対象となる公有財産



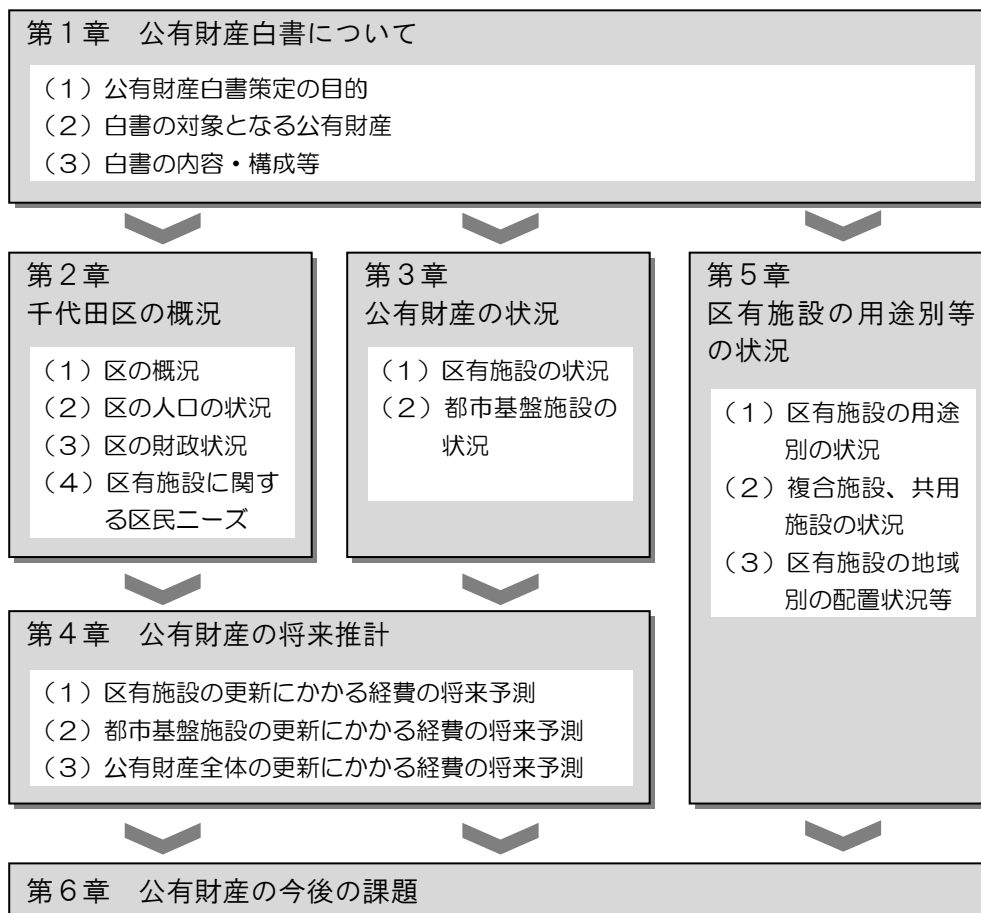
※ 公衆便所、公園施設（便所、管理棟など）は、都市基盤施設に含まれます。

区有施設	土地	239,895㎡	※公園敷地・区外地も含んでいます。
	建物	施設数：72施設 延床面積：352,462㎡	※学校施設等の複数棟からなる施設も1施設として数えています。 ※国や東京都及び民間等の建物・土地を借りて設置しているものも含まれます。
都市基盤施設	道路	延長：129,983m 面積：1,303,710㎡	
	橋梁	22橋	※道路橋のみ
	公園	区立公園：22か所（104,410㎡） 区立児童遊園：25か所（7,016㎡）	

(3) 白書の内容・構成等

① 白書の内容・構成

白書は、下記に示すとおり、6章から構成されます。



② 白書作成における前提

本書作成における前提は、次のとおりです。

- 本書では、特に注記がない限り、**平成25年度末（平成26年3月31日）の情報データ**を基に作成しています。
- 本書に掲載する数値、金額等は、一定の条件のもとに対象施設を限定し集計しているため、既に公表されている資料等の数値と一致しない場合があります。
- 本書では、「億円」、「万㎡」などの数値については、集計した数値の端数処理を行って掲載しているため、個々の数値の合計やグラフ等の数値と一致しない場合があります。